

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項について

当院は、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、以下のとおり整備しています。

1. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する具体的な取組事項

(1) 看護職員と他職種における役割分担

- ・点滴・注射の1施行単位での準備
- ・抗がん剤の調剤の薬剤師による実施
- ・外来での採血業務の支援の実施
- ・人工呼吸器等の集中管理の実施
- ・入院受付業務の集中化
- ・入退院支援センターの設置
- ・入院セットの導入
- ・手術室滅菌業務および手術間清掃の実施

(2) 看護補助者の適正な配置と活用

- ・看護補助者が書類・伝票整理・作成の代行や診療録の準備等を実施することによる、看護職員の負担軽減体制の整備の実施
- ・夜間看護補助者の配置

(3) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

- ・超過勤務、深夜勤務への配慮
- ・育児短時間勤務制度
- ・半日単位休暇取得制度
- ・子の看護休暇制度
- ・介護休暇、介護短時間制度
- ・男性育児休業制度

(4) 働き続けることができる職場環境の整備

- ・看護配置基準7対1を維持できるよう看護職員数の適正な管理
- ・年次有給休暇等が取得しやすい体制の整備
- ・看護記録等の入力がリアルタイムで行える体制の整備

(5) 業務量の把握と部署間支援体制の整備

2. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する体制

(1) 院内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会を設置

- ・医師、看護師、医療職、事務職が参加

(2) 「看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」の作成及び職員に対する計画の周知

令和7年4月1日
病院長